

第8章 その他の活動状況等

第1 一般からの情報の受付け

1 情報の受付体制

一般から委員会に寄せられる電話、来訪又は文書による情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の端緒としての有用性が見込まれるため、委員会では、情報受付体制等の整備を図り、発足以来、積極的にこれらの情報を受け付けている。

2 情報の受付状況等

委員会が、本公表の対象期間において投資者等から受け付けた情報は、368件であり、内訳は、電話202件、文書134件及び来訪32件となっている。

情報の内容は、証券会社の営業姿勢に関する情報や個別銘柄に関する情報のほか、委員会や行政全般に対する意見など多岐にわたるが、大別すると、以下のとおりである。

個別銘柄に関する情報	176件
証券会社の営業姿勢等に関する情報	122件
委員会や行政に対する意見・問い合わせ等	70件

受け付けた情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の各部門の業務において活用しており、証券会社に対する検査における指摘事項の端緒となったものや、個別銘柄の取引審査における有効な情報なども寄せられている。

なお、寄せられた情報のうち、証券会社と投資者との間のトラブル等に関するもので具体的な解決等を求めているものについては、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、適

宜、同協会の証券苦情相談室を紹介するなどの対応を行っている。

第 2 海外の証券規制当局との連携

証券取引の国際化の進展に伴い、国境を越えたレベルで、各市場の公正を害する行為も発生している。このため、国内市場の公正性確保の上でも、法務執行分野における国際的な協力及び連携強化が益々重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、委員会は、本公表の対象期間においても、以下のようにさまざまな機会を捉えて各国証券規制当局との間で法務執行に関する意見交換等を積極的に行ってきており、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活動を重視していく予定である。

1 証券監督者国際機構（IOSCO）

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力をめざして活動している国際的フォーラムであり、世界73か国・州・地域から120機関（平成8年7月現在）が加盟している。

委員会は、我が国において証券取引の公正を確保する観点から法務執行を担当する組織として、平成5年10月、同機構に加盟し、毎年同機構の年次総会に参加しており、昨年7月にはパリで開催された第20回年次総会に参加した。

また、委員会は、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決を提案することを目的として同機構に設置されている専門委員会の部会のメンバーとなっており、法務執行及び情報交換に関する討議に参加している。

2 アジア・太平洋諸国法務執行担当者会合

証券規制当局間の連携強化の必要性は、東京、シンガポール、香港等の市場を擁するアジア・太平洋地域諸国間においても高まってきており、同地域における法務執行上の共通関心事項について相互理解を深めていくことが重要な課題となってきた。

このような状況に対処するため、相互協力を進めていく上での第一段階として、平成6年から、アジア・太平洋地域の12か国・地域が参加して、アジア・太平洋諸国法務執行担当者会合が開催されている。昨年10月にオーストラリア、今年5月に韓国において開催された同会合には委員会も参加し、我が国における証券取引監視体制の整備の状況等について説明を行うなど、相互理解の促進に努めている。

第3 監視体制の充実

委員会は、平成4年7月に設置された新しい組織であり、これまで研修やオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて職員の資質の向上に努めるとともに、ノウハウの蓄積等を図ってきている。研修については、人事異動直後に集中研修を行うほか、証券会社等の検査を行う検査官のうち主任クラスを対象とした研修も実施している。また、海外の市場監視のノウハウや手法を研究するため、米国SECの研修にも職員を派遣している。

なお、組織面については、深度ある検査・調査等を実施するため、その充実・強化に努めてきており、平成8年度においては、証券取引特別調査官1人の増員が認められた。